

第 2 3 期 第 1 3 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 2 2 日（水）午後 1 時 3 0 分
- 2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザアラスカ 2 階「ガーネット」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	南 谷 雅 人
	委 員	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	佐 京 忠 史
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	木 村 正 則
	〃	工 藤 徳 康
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	〃	赤 松 靖
県 側	水産振興課 水産振興課長	山 本 隆 久
	漁業管理グループ 副参事	山 口 正 洋
	主幹	田 澤 亮
	栽培・資源管理グループ 副参事	山 田 嘉 暢
	八戸水産事務所 所長	蝦 名 浩
	むつ水産事務所 副所長	田 中 淳 也
	技師	木 村 元 耀
事 務 局	事務局長	野 月 浩
	総括主幹専門員	長谷川 清
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：令和8管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について
原案どおり指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

松本会長

それでは、予定されている委員の皆さんがお揃いでありますので、ただ今から、第23期第13回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第23期第13回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項2件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員定数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、富田委員と赤松委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

野月事務局長

それでは、説明させていただきます。議案第1号資料の1ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、県知事からの諮問文であります。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、こちらは、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側の方から説明がありますから、事務局からは以上でございます。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山口副参事

はい、会長。

松本会長

はい、山口副参事。

水産振興課 山口副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただいて、2ページ目を御覧ください。

漁業種類、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等、又は漁業者の数について御説明させていただきます。

最初は、小型いか釣り漁業のスルメイカでございます。

青森県内に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当する者ということで、大間漁協1隻となっております。

続いて、3ページを御覧ください。漁業種類が上下2段に分かれておりますので、それぞれ御説明します。

まず、漁業種類の上段が、さけます小型定置漁業でございます。

操業区域の違いから、更に2段に分かれておりまして、上段が、東共第16号共同漁業権者ということで、六ヶ所村漁協1人、下段が、東共第18号共同漁業権者ということで、六ヶ所村海水漁協1人となっております。

続いて、漁業種類下段ですが、やりいか、こうなご、たなご小型定置漁業でございます。

こちらも、操業区域の違いから２段に分かれておりまして、上段が、東共第１６号共同漁業権者ということで、六ヶ所村漁協１人、下段が東共第１８号共同漁業権者ということで、六ヶ所村海水漁協１人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

（「意見なし」の声あり。）

松本会長

御質問も御意見もないようですので、それでは、議案第１号については、諮問のとおりに決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

それでは、議案第１号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第２号「令和８管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

野月事務局長

それでは、議案第２号を説明させていただきます。議案第２号資料の１ページ目を御覧いただければと思います。こちら、県知事からの諮問文で、件名及び本文のみを読み上げます。

諮問書

特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））に関する令和８管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和８年６月１８日付け８水管第８３３号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第１６条第１項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第２項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、こちらは、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上になります。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山田総括主幹

はい、会長。

松本会長

はい、山田総括主幹。

水産振興課 山田総括主幹

着座にて御報告させていただきます。

べにずわいがに日本海系群知事許可水域に関する令和８管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について、補足説明いたします。

議案第２号の３ページを御覧ください。

令和８年６月１８日付けで、農林水産大臣から、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和８管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理漁獲可能量については、漁業法第１６条第１項の規定により、県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第２項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するものです。

２ページ目を御覧ください。こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）については、令和７年９月から新たに

特定水産資源に指定され、令和8年9月からは、TAC管理のステップ2を開始することとなります。

ステップ2における当初配分については、試行水準となっており、その全量をそれぞれ青森県べにずわいがに日本海（知事許可水域）漁業に配分するものです。

試行水準とは、TAC管理のステップ2の段階において、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について具体的な配分数量は設定せず、試行的な配分を行って管理するものです。

なお、都道府県及び大臣管理の各区分には、管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年、または5か年の漁獲実績の比率（シェア）の平均値を乗じて算出した数量が施行目安数量として提示されます。

ステップ2においても、ステップ1と同様に試行目安数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんので御理解ください。

参考資料として、国が示すTAC管理のステップアップの考え方について、4ページ目から添付していますので、後ほど御覧ください。

以上が知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

委 員

（「意見なし」の声あり。）

松本会長

ないようですので、それでは議案第2号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

御異議なしと認め、それでは議案第2号「令和8管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」は諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について」

議題に付します。事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

野月事務局長

それでは、議案第3号について説明させていただきます。

まずは、機動力の大整備の動力漁船によるさけ又はその目的の漁業については、漁業の許可の取締等に関する省令第84条におき、一部例外を除き・・・されており、青森県で禁止されておりますが、総トン数10トン未満の漁船については制限がかかっていない状況でございます。

このような制度の中で本県の漁業の再生産数の確保を目的として、県からの依頼により、当該管内においては、総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う、秋さけのはえなわ漁業の操業を禁止する委員会指示を昭和62年から発動してきているところです。

議案第3号の資料1を御覧いただければと思います。こちらは、県の農林水産部長から東部海区会長あてに当該漁業の操業制限に係る委員会指示の発動についての依頼文でございます。件名及び本文のみを読み上げたいと思います。

秋さけはえなわ漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動について（依頼）

本県太平洋海域において、いかつり漁業等と操業区域が輻輳するこの漁業について、昨年同様、サケの再生産用親魚の確保と、当該海域の漁業秩序の維持を目的として、漁業関係法令により規制対象とされていない10トン未満船による秋さけはえなわ漁業の操業を禁止して頂たく、漁業法第120条第1項による委員会指示の発動を依頼します。

次に議案第3号の資料2の方を御覧いただければと思います。

今回の依頼を受けての指示案でございます。読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第7号（案）

漁業法第120条第1項の規定により、サケを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

令和8年7月〇日 青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以下の内容については、基本的には年次が更新されているほかは、基本的には例年と同じ内容となっております。

はえなわ操業試験については、近年、操業予定がなく、内水面研究所においても委託が行われていないというふうに言っておりますけれども、将来の資源動向によっては、

操業を再開する可能性があるため、3の対象者のところの但し書きをもって、試験操業のための除外規定を残しております。

なお、県報登載時に若干の字句等の修正がある場合は、事務局一任ということで御承認をいただければと思います。事務局からの説明は以上です。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 田澤主幹

会長

松本会長

田澤主幹

水産振興課 田澤主幹

先ほど、事務局長から御説明いただいたとおりの内容となっております。

県からの補足説明はございません。御審議の方、よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。ありませんですか。

委 員

（「意見なし」の声あり。）

松本会長

ないようですので、それでは、議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

ないようですので、それでは、議案第3号「秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任いたします。

これで議案を終了し、次に報告事項に入ります。

報告事項①「青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験について」を県から報告願います。

水産振興課 田澤主幹

はい、会長。

松本会長

はい、田澤主幹。

水産振興課 田澤主幹

それでは、報告させていただきます。

青森県東部海区管内海域の令和８年度のまだら底はえなわ漁業試験につきまして、去る６月２日付けで階上漁協所属の漁業者１名と試験の委託契約を締結したため、報告するものでございます。

契約期間を含めまして、前年度と契約内容の変更はありません。

また、資料の２ページ目と３ページ目は、漁業者が所属する階上漁業協同組合、それから八戸沖沿岸漁業振興協議会からの推薦状を添付しております。

報告につきましては、以上になります。

松本会長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。ありませんですか。

委 員

（「意見なし」の声あり。）

松本会長

ないようですので、続いて、②の「令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（青森県くろまぐろ（小型魚）漁業及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業）」を県から報告願います。

水産振興課 山田総括主幹

はい、会長。

松本会長

はい、山田総括主幹。

水産振興課 山田総括主幹

着座にて御報告させていただきます。

私からは、特定水産資源である、くろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について報告させていただきます。

お配りしております報告事項の資料を御覧ください。

県は、漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、令和8年6月10日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

その概要は、別紙（不等量交換及び追加配分の内訳）のとおりで、30キログラム未満の小型魚340.5トンから5.2トン減少し、335.3トン。30キログラム以上の大型魚は、685.8トンから148.3トン増加し、834.1トンとなっております。

別紙を御覧ください。

まず、小型魚から大型魚へ交換する不等量交換については、協定管理委員会からの回答に基づき、今回、小型魚42.0トン大型魚61.7トンに振り替えています。

また、追加配分の内訳といたしましては、小型魚については、繰越13.9トン、消化率メリットとして4.8トン、R7基礎配分比率の配分として18.1トンとなっております。

また、大型魚については、繰越40.3トン、消化率メリットとして4.9トン、令和7基礎配分比率の配分として41.4トンが国から本県に配分されています。

譲渡メリットや消化率メリット及び国留保からの配分等の詳細な計算方法については、参考にございます、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領を御覧ください。

なお、この変更については、漁業法第16条第5項で準用する、同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前に諮問せずに手続きをし、手続き後に報告する旨、令和8年7月8日付け青水振第1437号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

県からの説明は以上です。

松本会長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

御質問もないようですので、それでは、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして第23期第13回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時55分